

都城市附置義務基準

地区区分	駐車場整備地区			周辺地区	
建築物の用途	建築物の全部を特定用途に供するもの	特定用途に供する部分及び特定用途以外の用途に供する部分を有するもの	建築物の全部を特定用途以外の用途に供するもので市長が必要と認めたもの	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	
建築物の規模	建築物の延べ面積:(S)  (S)>1000㎡	特定用途に供する部分の延べ面積:(S1) 特定用途以外の用途に供する部分の延べ面積:(S2)  (S)={(S1)+1/2×(S2)}>1000㎡	特定用途以外の用途に供する部分の延べ面積:(S)  (A)=1/2×(S) >1000㎡	特定用途に供する部分の床面積:(S)  (S)>2000㎡	
駐車場の規模基準	新築	駐車台数:N (Nは切り上げ) $6000\text{㎡} \leq (S)$ $N = \frac{(S)}{150\text{㎡}}$	駐車台数:N (Nは切り上げ) $6000\text{㎡} \leq (S)$ $N = \frac{(S1)}{150\text{㎡}} + \frac{(S2)}{400\text{㎡}}$	駐車台数:N (Nは切り上げ) $6000\text{㎡} \leq (A)$ $N = \frac{(S)}{400\text{㎡}}$	駐車台数:N (Nは切り上げ) $6000\text{㎡} \leq (S)$ $N = \frac{(S)}{150\text{㎡}}$
	増築	増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において算定した駐車施設の規模から増築または用途の変更前に算定した駐車施設を減じた駐車台数			
	適用除外	①建築基準法第85条に規定する仮設建築物 ②小学校、中学校及び幼稚園並びに乳児院、保育所等の建築物			
駐車スペースは、1台当り2.3m×5.0m以上とする ただし、駐車施設の台数に0.02を乗じて得た台数(小数点以下の端数切り上げ)については、幅3.5m以上とする					

※特定用途(駐車場法施行令第18条)

劇場、映画館、演劇場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボウリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

\* 機械式駐車の場合

「駐車場法施行令第15条の認定基準について(昭和43・10・16都市局長通達)を参照する。

\* 出入口における安全性の確保等

「駐車場法施行令第2章第一節」を参照する。

\* 大規模なものは警察との協議も必要となる可能性が出てくる。